

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年1月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「印影のほか」を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 印影

第6条第2項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成する」に改める。

第10条第1項中「第6条第1項第3号から第5号まで」を「第6条第1項第4号から第6号まで」に改める。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、登録者は、印鑑登録証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律

第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号) 第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書(第15条において「利用者証明用電子証明書」という。)が記録されているものに限る。以下同じ。)を添えて申請をすることができる。

第14条中「印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。)及び」を削り、「第5号」を「第6号」に改める。

第15条第1号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の次に「又は個人番号カードに記録された有効な利用者証明用電子証明書の確認ができないとき」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月5日から施行する。

参考資料

制定要旨

区役所において個人番号カードの利用による印鑑登録証明書の交付の申請をすることができることとすること等のため、この条例を制定するものである。